

統計調査分科会
第12回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会

第 12 回統計調査分科会 議事次第

日時：平成 20 年 4 月 2 日（水）17:00 ～18:00

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 総務省からのヒアリング

3. 科学技術研究調査の平成 19 年度事業の実績評価について

4. 閉 会

○前原主査 それでは、おそろいですね。おそろいですので第 12 回「統計調査分科会」を始めさせていただきます。

今回から、専門委員として、元静岡県生活統計室長の鈴木博さん、財団法人静岡県予防医学協会総合健診センター事務長に審議に加わっていただくことになりました。

鈴木専門委員、よろしくお願いいたします。

○鈴木専門委員 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○前原主査 なお、大阪府の佐々木専門委員におかれましては昨年度末をもちまして退任されております。

本日の議題でございますが、総務省が所管する統計調査の民間開放に関する総務省統計局からのヒアリング、そして、科学技術研究調査の 19 年度事業の実績評価についての審議を予定しております。

まず、総務省が所管する統計調査の民間開放に関するヒアリングでございますが、ヒアリングに入る前に本日のヒアリングの趣旨等について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○熊埜御堂参事官 お手元の資料 2 をごらんください。「総務省へのヒアリング事項」でまとめております。

これにつきましては、委員、専門委員の方々に事前に御相談させていただきまして、本日の議題となっております平成 19 年就業構造基本調査、それから、平成 20 年住宅・土地統計調査及び個人企業経済調査、それから、その他の所管指定統計調査、併せて今後の法定受託事務の民間開放の在り方について当分科会としての問題意識をお示しする形で、本日のヒアリングを効率的に実施させていただくということで整理をさせていただいたものでございます。

本日の説明につきましては、このヒアリング事項に対しましての御説明ということでいただけると思っておりますので、そういう趣旨で受け止めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○前原主査 それでは、総務省統計局統計調査部の杉山調査企画課長から御説明をいただきます。説明は 20 分程度でよろしくお願いいたします。

○杉山課長 調査企画課長の杉山でございます。座ったまま説明させていただきます。

お手元の資料につきましては資料 3 がございまして、これに全体の概要をまとめてございます。併せまして、A 4 判横長の紙で資料番号を右肩に振ったものがあります。これを補助資料として使いながら御説明させていただきます。

それでは、まず資料 3 の本体の方をごらんください。

「1 所管指定統計調査について」でございます。既に御承知のことかと思えますけれども、当局の方で所管しているものは、科学技術研究調査を除きまして、すべて地方経由でやっているということでございます。その調査実施、実査に関わる業務につきましては、法定受託事務として、地方公共団体を經由して実施しているということでございます。

ここで横長の資料 1 をごらんいただきたいと思えます。○の一番下を書いてございますけれども、地方経由で実施している理由を端的に表現してございます。「地域を熟知し調査対象となる国民や

企業にとって身近な存在である地方公共団体を通じて実施することが、実査に係る業務の効率的かつ円滑な実施に寄与するとの考え」。これに基づいてやっているということでございます。

また本体に戻りまして、そのような考え方の下、総務省におきましては平成18年10月に計画をつくりまして、それに沿って地域単位の民間開放を進めているということでございます。

この地域単位といったところにつきましては、また横長の資料をごらんいただきたいんですけども、5ページに資料2がございます。

ここで真ん中辺りに四角で囲ってあるところがございまして、地域単位の民間開放につきまして、まず当面は、現行の法定受託事務の仕組みを基本とした上で、地域単位の民間開放を推進ということ。

国におきましては、地方で民間開放の取組みが可能となるような環境整備を実施することが決まっております。

この2つのポイントの下に民間開放を進めてきているということでございます。

また本体に戻りまして、しからば、その民間開放をどのように実施してきたかというのが2番目以降に書いてございます。

まず(1)として、18年度に環境整備をしました平成19年就業構造基本調査、それから、全国物価統計調査の模様について説明いたします。

①に書いてございますように、19年の就調及び19年の全物につきまして、実査の部分について包括的に民間開放することを可能にするために、統計法施行令あるいは調査規則を改正しまして環境整備を実施しました。

このうち、就調につきましては、福井県越前市が民間開放を実施しております。しかしながら、全物につきましては、いずれの団体も実施の意向を表明するに至らなかったということでございます。なお、この際、19年の後半から準備等を行ったわけですが、地方公共団体からは環境整備の早期化等の要望があったものでございます。

②以下は、越前市におけます民間開放の実施状況について整理してございます。

「a) 実施概要」に書いてございますように、委託先は(株)サーベイリサーチセンターという調査会社。総合評価一般競争入札方式で実施しました。

対象業務は、実査に関わる業務全般。

「質」の目標としましては、主として回収率と記入状況の2点をポイントにいたしました。

その他としましては、秘密の保護とか調査関係書類の適正な取扱い等を受託者に義務付けているということでございます。

「b) 民間事業者の業務実施体制」につきましては、会社の方の正社員7名。それから、調査員27名という体制で実施したものでございます。

併せて、市からは作業スペースの貸与とか、調査困難世帯への同行などの支援を行っております。

d) から、その結果が書いてございますけれども、まず回収率につきましては、比較座標として越前市と隣接して規模等が大体同じ鯖江市の数字と比較して検証しました。結論がこの表でござい

ますけれども、ほぼ越前市と鯖江市は同様の回収率が実現できているということでございます。

2 ページ目にまいりまして、記入状況ですけれども、これは市に提出された際と、県に提出された際、2つの時点で数字を比較いたしました。記入不備率というところがその数字になるわけでございますけれども、市提出時におきましても、県提出時におきましても、余り大きな差はなかった。これは数字が小さい方がよい結果なのでございますけれども、差はほとんどないという結果でございます。

次に、ii) で所要経費が整理してございます。直轄でやる場合には委託費交付額という金額で実施するわけですけれども、落札価格はこれを下回る額になってございましたが、ただ(参考)に書いてございますように、事業者から提示のあった実際に要した費用を聞きますと900万円ぐらいということで、直接経費も500万円で、要すれば落札価格を大幅に上回る経費をつぎ込んでいる実態がございます。これはヒアリングした範囲でこういうふう把握しているということでございます。

それから、業務負荷についての分析でございますけれども、越前市から聞いたところによりますと、彼らの評価によれば市の職員の業務負荷は、直轄でやる場合よりは全体としては軽減されているということでございます。主な軽減業務は調査票の審査業務です。逆に増えた業務としては入札関係の業務でございます。差し引きでは減ってございます。

以上が、越前市の民間開放の実施状況でございます。

次に、昨年実施しました平成20年住宅・土地統計調査と個人企業経済調査の民間開放の実施状況について御説明します。2 ページ目の(2)でございます。

これにつきましては、18年度の経験を踏まえまして、まず、それと同様の環境整備です。統計法施行令の改正等を実施いたしました。

ここは、ただ、ポイントとしては2か月ぐらいうすべての作業を前倒ししてやりました。地方公共団体の要望にお答えするために作業を早めて、施行令の改正も、あるいは地方公共団体に提示する仕様書のモデルのようなものも早目に提示しているものでございます。

また、それと併せまして、順番が前後しましたが、黒ポツの1つ目でございますように、地域ブロック別の会議も18年に比べて回数を増やして実施して、意見交換を密にやりました。

それから、民間事業者からは、18年にも一応、業界団体あるいは事業者からヒアリングをしたんですけれども、更に19年に入ってから試験調査に参加した事業者などからヒアリングを実施して、その結果を地方にも提供しました。

住宅・土地統計調査につきましては、試験調査を19年に実施しまして、その中で仮に民間に委託した場合ということで、本番とは少し違うスキームではあるんですけれども、回収率の検証のような実験をやりました。

そういったことをやりながら、地方公共団体の方々の取組状況についてフォローしていったのでございますけれども、昨年11月時点では複数の地方公共団体が検討の意向を示していたのでございますけれども、残念ながら、現時点で、やりますと言っている団体がない状況でございます。これが昨年の状況です。

以上、一昨年、昨年の状況を踏まえた分析を次の3 ページ目にまとめてございます。

3の(1)ですけれども、最初の2つの○が越前市の分析になります。

ポイントとしまして、1つ目の○ですけれども、越前市の民間開放の実施結果を見ますと、こうした取組み、民間開放を地域単位でやることにつきましては、一定の条件が整えばということで、先ほど申し上げた形で、かなりの社員あるいは経費を投入して、市も支援するような形でやれば、質の確保を図りながら、業務負荷の軽減(効率化)を図ることは一応可能であるといったところで、それに寄与し得ることが示されています。

他方、繰り返しになりますけれども、2つ目の○ですが、所要経費が受託した落札価格をかなり上回っていることを考えますと、今後、同種の調査において、安定的に質を確保しながら受託可能性を確実に見込むことができる状況にあるとは言い難いと分析してございます。これが越前市についての分析です。

また、昨年の分析が3つ目の○です。一応、地方の御要望を踏まえて環境整備の早期化などを行ったんですけれども、途中プロセスでは検討したいという意向を聞きながら作業を進めたわけなんですけれども、現時点では残念ながらやりますという自治体はいないということです。

これについての分析なんですけれども、最後の○ですが、実施を踏みとどまっている背景として考えられるものとして、民間事業者の確保にどうも不確実さが伴っているのではないかといったことがまず考えられます。それと、万一、入札において不落、落札者がいない可能性も十分あるわけなんですけれども、そういった場合の対応が手続等の面でなかなか難しいということが考えられます。また、一応、総体で見れば業務効率化が期待できるんですけれども、入札に伴う業務が新たに発生しますので、本当に十分に効率化が実現するかどうかについてやや疑念があるといったところが考えられます。

そういった分析を踏まえつつ、(2)は、私どもは分析を行いつつも、また、市民の状況について意見等を聞いておまして、地方公共団体の方々の意見も昨年10月辺りから順次会議の場で聞いておりますが、そこで出されている意見、これは資料6ということで、横長の紙の25ページをごらんいただきたいんですけれども、ここに書いてございますように「1 調査の質の確保」「2 調査員の質の確保・処遇」「3 業務効率化等のメリット」あるいは「4 事業者の確保」、裏側に行きまして「5 契約手続等における制約」「6 その他」と、大きく6点にわたりまして地方公共団体の、どちらかという、懸念と言えるようなものが示されてございます。

これは、実は昨年も12月の会議のときに引頭先生からも御質問のあった点にお答えするものなのでございますけれども、これについて、一応、簡単に全体をおさらいするような形でお話しします。

「1 調査の質の確保」につきましては、事業者の経験・能力によって調査の質にばらつきが出るおそれとか、あるいは質の確保と業務効率化が両立するか疑問といった事柄が出ております。この点につきましては、実は越前市の結果を見る限りでは、一応、両立することは可能であるということが言えるかと思えます。去年の時点ではまだ判明しなかったところも、一応、越前市の結果を地方に返すことによって疑問は解消するのかなと考えてございます。

また、黒ボツの3つ目のような、判断基準をより詳細にという辺りにつきましては、今回、回収

率と記入状況というメルクマールを示しておりまして、そういったことで説明していきたいと考えてございます。

「2 調査員の質の確保・処遇」につきまして、委託費の範囲内での契約でありますと、採算を取るために調査員報酬の削減を惹起しかねないのではないかという指摘です。ここは、そのようなことがないように事業者を選んでいくことになるかと思えます。

それから、調査員の処遇が不透明で、今後の登録調査員の維持が困難になるのではないかということでございますけれども、これにつきましては、越前市の分析にも書いてあるんですけれども、官と民が相互補完的な関係で今後は民間開放といったものを考えていったらよいのではないかという指摘もありまして、そういったものを踏まえながら対応していきたいと考えてございます。

「3 業務効率化等のメリット」ですけれども、ここは全体的にメリットが余りよくわからないというふうにとめることができるんですが、繰り返しになりますけれども、越前市では、トータルとして見れば軽減されるという見方ができるのではないかということがございまして、そういった考え方で対応したいと思えます。

「4 事業者の確保」でございます。受託可能な事業者が存在するか疑問というような1番目の話につきましては、私どもの方から各都道府県に支社等がある事業所の所在をお示しする形で対応しているところでございます。

2番目の黒ポツも、その一環で対応しているということになると思えます。

あと、信頼・実績のある事業者へ委託しないと安定的に質を確保することは困難で、業務効率化にも寄与しないという御指摘ですが、これは確かに一般論としてはそのようなことかと思えますけれども、これは今後、民間委託をどういうふうと考えていくかという中で検討していきたいと思えます。

裏側で「5 契約手続等における制約」でございます。ここの辺りにつきましては、一番目の黒ポツの入札不落の関係です。ここは先ほど分析の中で申し上げたとおりでございまして、確かに不落の場合の対応につきましては制度上なかなか難しい問題があるかなということで、一つの課題と認識してございます。ここはすぐに解決策があるものではないと考えます。

2番目の黒ポツの、委託費の範囲内で受託できるかが懸念されるので、不落にならないよう十分な額を交付すべきという辺りにつきましては、本来、委託費の範囲でというのは動かさませんので、直轄でやる場合よりもお金がかかるというのは矛盾しますので、これは受けられないかなと考えます。

黒ポツの3つ目ですけれども、十分な時間的余裕を持ってということにつきましては、昨年、2か月早めてということに対応させていただきました。

それから、個人企業経済調査につきまして、調査区切替えの取扱いとか複数年契約を行う場合の債務負担行為に係る手続に課題があるところでございます。これは、実は個人企業の参入がなかなか難しいということの一つの制度的な課題なんですけれども、一言で言うと、単年度でやるのが難しいということでございます。個人企業の場合には、3か月に1回、四半期に1回やる調査でございまして、その調査客体を四半期ごとに、4分の1ずつずらしてやる、しかも特定の客体を1年間

固定してやるということで、2年度以上にまたがってやることとなりますので、その場合には契約
手続上のいろいろな制約がございまして、そこを解決する必要があるのではないかと問題提起
でして、これは我々としても課題として受け止めてございます。

あと「6 その他」に、住調での試験調査の結果のみで結論を出すのは適切ではないということ
が出ておりますが、これはおっしゃるとおりで、我々はこれだけで判断する気は全くございません。

以下、地方公共団体に負担がかからない方法で環境整備をしてほしいというようなお話とか、
我々に対する御要望が出ております。ここの辺りにつきましては、繰り返しになりますけれども、
政省令の改正の早期化とか、できる限りのことはやって対応したいと考えてございます。

3番目の黒ボツの法定受託事務を引き上げてというところは、一番最初に申し上げた原則がござ
いまして、なかなか地域密着型でやった方が効率的で、また円滑に行くところがございまして、こ
こは難しいと考えます。

黒ボツの4つ目で、ここは受託する事業者側の能力の関係を考えますと、今のような市町村単位
というのがやはり限界ではないかと考えます。

最後の黒ボツで、情報提供等について、これは昨年、早期の対応、それから、意見交換の場をた
くさん設けることによって対応させていただきました。

以上、都道府県からの御要望に対する対応状況は、そのような状況でございます。

一応、そのような対応をした上で、我々はそれなりに意思疎通を図りながらやってきたんですけ
れども、結果として、確かに地域単位のものの実績が出てこないということがございましたので、
最後にまた本体の資料の3ページ目に戻るんですけども、(3)に結論が書いてございます。

地方経由調査における実査に関わる業務の地域単位での民間開放につきましては、調査の質の確
保とか、民間事業者による受託の可能性、地方公共団体における業務の効率化の観点から、これま
での実施状況を謙虚に受け止めまして、あるいは地方公共団体の意見も十分踏まえまして、柔軟な
姿勢で取り組みたいということでもとめたいと思います。我々としては、今までのやり方にかたく
なにかこだわってということではなく、柔軟な姿勢で今後は取り組みたいと考えます。その際は、現
在、統計委員会の方でも、この民間開放の在り方が検討されてございますので、そういった動きも
踏まえながら対応したいと思います。

具体的なイメージまでは、まだ全部は固まっていないんですけども、とりあえず、イメージと
してお伝えしますと「例えば」以下になるんですが、単身世帯とかオートロックマンションの増加
で、現在、調査環境がかなり変化してございます。今、我々の方では調査方法の見直しとか照会対
応の在り方を検討してございまして、このような動向に合わせる形で、調査の質を確保しながら受
託可能性が見込まれて、民間事業者の創意工夫による効率化が見込める業務の民間開放について検
討したいと考えてございます。

以上が、私どもの分析等を経た今後の取組みの全体像でございます。

以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。

それでは、御質問・御意見等、各委員から御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○廣松専門委員 それでは、単純な質問から。

後ろに越前市の実施報告書が付いているようですが、詳しく見ないまま恐縮ですが、そこに、越前市としては実査の部分の業務は減ったという記述があります。実際には質のモニタリングもそうでしょうし、業務のモニタリングもやはり生じたのではないかと思うんですが、その記述がないものですから、その点について何か聞いていらっしゃるかどうか。それが1点。

もう一つは、これは主として統計局の方に関するのですが、環境整備という言葉が何か所か出てきます。具体的に「統計法施行令改正等の環境整備」というような表現ですが、この環境整備というのは具体的にどういうことを含むのかを教えてくださいと思います。

○杉山課長 まずモニタリングでございますけれども、結論的に言って、やっております。これは調査の実施プロセスの中で、統計局の職員も現地に出向きながら、市の職員と、場合によっては県の職員と共同で実施状況のモニターをやったということになります。指導監督業務の一環として、それはやっております。

それから、環境整備という言葉でございますけれども、今まで、どちらかという狭い意味で使う場合が多かったかと思います。それは具体的に何をやるかというところに着目した言い方で、統計法施行令の一部改正とか、調査規則の改正がないと包括的な委託ができないものですから、そのところに着目した形で使うことが多かったかと思います。

ですけれども、環境整備は、我々の一般的な使い方としてはそれにとどまらず、地方公共団体が民間開放を円滑に実施できるように、いろんなおぜん立てをするということで考えてございまして、例えば仕様書のモデル例をお示しするとか、実施の手引をお示しする、意見交換会の場でこちらの考えていることをお伝えし、意見を頂戴するということも含め、あるいは民間事業者の状況についてお知らせするといったことも含めて、一連のそういった動きを環境整備と考えてございます。

○前原主査 どうぞ。

○高橋専門委員 越前市のケースで、民間業者が大変な赤字になったということなんですが、一番大きなことは、あれはサーベイの会社が、あるいは支社が名古屋にあって、そこから越前市に何回も出張しなければいけない。交通費もすごくかかって、人件費もかかって、正社員がいなければいけない。となると、どうも民間業者がやる場合は、地元にないとすごくコストがかかる。だから、とても遠くの民間リサーチ会社では、そもそも、最初からペイしないということが今回のあれで一つ出てくるのではないか。

そうすると、これから、例えばある市が手を挙げても、あるいは社でもいいんですけども、それでは、地元にならなければいけないと、そこだけで本当にできないととてもペイしない形になるのではないかと思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えですか。

○杉山課長 一番核心の部分だと思います。そこはまさに、先ほど一定の条件が満たされた場合のところだと思ひまして、民間の側が国の方で示せる条件、委託費の範囲内で実施するというふうにならざるを得ないようなビジネスモデルを持っていないと、多分、こちらの委託する条件と受託する側の条件が一致しないのかなと思ひます。

ですから、今後、仮に可能性があるとしても、御指摘のように、実際、市町村内に支社とか支所があって、近場で調査に出かけられる。そういう条件が整った場合に成立するようなお話かと考えてございます。

○前原主査 よろしいですか。そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○椿専門委員 逆に民間の方といいますか、これまでのやり方を維持できにくくて、どうしても民間を使わなければいけない分野とか、領域とか、地域とか、そういうようなモデルはあるんですか。

つまり、ビジネスモデルとして確かに民間が入りにくい分野は明らかにある。一方で、さはさりながら、今までの調査系統を維持するのが極めて困難になっているような地域で、そこに何らかの民間が介入せざるを得なくなっているような地域について総務省さんが考えている部分は、仮説でも結構なんですけれども、あるんですか。

○杉山課長 それは、例えば外国人居住地域とか調査困難地域のようなイメージでございましょうか。

○椿専門委員 一つは調査困難地域、もう一つは既存の調査員調査を維持するのが非常に困難になっている地域が容易に想像するところなんですけれども、この点について中長期的にはどういうふうに、勿論、民間を活用する以外に、むしろコミュニティーを再建するという考え方も当然あると思うんです。

○杉山課長 そこは調査方法の多様化ということで、今後は検討が進んでいくと考えております。これはまだ何も確定したものはございませんけれども、実際、昨年の就業構造基本調査におきましてはインターネット調査の導入が行われておりまして、統計調査の世界では調査員調査だけではなくていろいろな調査方法の導入が行われております。

そういう流れの中で、今後は周期が到来する調査について、恐らく、さまざまな調査方法について検討が行われると考えていまして、その中で民間の力が非常に優れている、あるいは民間でやった方が効率的であるといったものについては民間の活用といったものが考えられると考えます。

○椿専門委員 今、おっしゃることは非常にもっともだと思うんですが、そういう部分での民間活用はあり得るだろう。一方で、調査員調査の環境が劣化していても、調査員調査でなければ、やはり、その質を確保することが難しいと統計局さんが思っている調査、その適用範囲に関してはかなり明確だと考えてよろしいんでしょうか。

○杉山課長 そこは、まさに最初の、なぜ法定受託事務とするかといったところの原理原則に戻ると思うんですけれども、そこは私どもの発想では、やはり全く地元の事情を知らない民間の人間あるいは国の人間が行って調査するよりは、現状、まだ地元密着型で法定受託でやった方が原理原則としてはよろしいのではないかと考えてございます。

それは、法定受託事務がどのようになるかといった辺りになりますと、今のこの民間開放という事柄だけでは、多分、全体を議論するのは枠として小さいと思いますので、恐らく統計行政の中で法定受託はどうあるべきかというような議論をしていただくようなお話かとは思いますが。

○前原主査 どうぞ。

○引頭専門委員 今の先生方の御意見と重なってしまうかもしれませんが、地方公共団体さんの御意見を拝見していると、やはり委託費の範囲内でいろいろ物をなし遂げるのは難しいのではないかと御意見がかなり出ていたりして、先ほど高橋専門委員がおっしゃったように、出張があるというのが、一つは交通費の問題もあったんですが、勿論、やり方が悪かったのもあったかと思えます。

そのときに、先ほどの地元密着だから市町村単位でなければいけないというお話は、一方では非常に納得がいくんですけども、一方では民間事業者からすると、ある一つの小さい市とか町だけだととてもペイしないというのもあって、できれば周りの市町村をまとめてやれば出張の問題も少しは解決できたりするかもしれませんね。つまり、規模のメリットを追求するとか、そんな形も一つあるのかなと思ったんですけども、要するに一個ずつ個別でやるととてもそういう分岐点まで行かないけれども、複数の調査区といいますか、調査市町村をまとめればという可能性もあるかもしれない。

そういう場合に、今、個別の市町村に対してどうですかという形で聞かれていると思うんですけども、ある地域でブロックみたいな形でやるというやり方もあるのかなという感じがしたんですが、いかがでしょうかというのが質問の1つ。

もう一つは、先ほどちょうだいした資料3の最後に、柔軟な姿勢をいろいろやっていきますとおっしゃったんですけども、それでは、具体的に柔軟な姿勢といっても、多分、メニューがいろいろあると思うんですけども、どんなメニューを、決めていらっしゃると思うんですけども、今、頭の中でどんなイメージがあるのかという、その2点を教えてください。

○杉山課長 最初の質問に対しましては、御指摘の趣旨は、行政区域だけで業務範囲が決まるというのは必ずしも合理的ではないということかと思えます。それは実際、まさにどういうビジネスモデルがあるかといったことに関連しまして、もし、広域でもできるような事業者、つまり、一定のエリア、複数市町村を含む形で拠点がたくさんあって、一括して受託した方が経費も少なく済むし、効率的に済むという場合には、一つの民間開放の形として考えられるかとは思いますが。

ですけれども、ここは私どもが業界団体等からヒアリングした限りでは、まだまだそういった実例のようなものは余り聞こえてこないです。大体、県庁所在地周辺だけに拠点があってという事業者が多いように聞いてございまして、県域を超えるとか、市とか町の区域を超えて広域的にというところについては、まだそういう状況ではないのかな。ただ、将来的には十分そういうことはあるかと思えます。

○引頭専門委員 勿論、これは初めての話なので、今、そういうところはないと思うんですけども、そういうところに少し、先ほどビジネスモデルの話だとおっしゃったと思うんですけども、そのとおりで、やはり考えていかないとだれも出てこないし、結局、調査員の問題も将来的にはいろんな問題もはらんでいるし、なかなかうまく統計の質を中期的に見たときに確保できなくなるのではないかと考えていまして、今、ないのは承知しているんですけども、少し、試験的にといいますか、そういうものをやってもよろしいのかなという感じもいたしました。

○杉山課長 私ども、計画上は地域単位という言葉しか使っておりませんので、その地域の区切

り方は、多分、柔軟にしても計画に反することはないと考えます。そういう意味では、御指摘を踏まえながら将来の姿を考えていきたいと思えます。

2点目の御質問ですけれども、特に統計調査の難しいところは、実施計画が毎回のように変わるものですから、それが見えてこないと確定的なことはなかなか言いづらいところがあるのでございます。

ただ、とりあえず、私どもで、ある意味、私が、今、温めている構想になるんですが、経常3調査のような、例えば労働力調査とか、小売物価統計調査、あるいは家計調査といったもの、これは毎月実施しているんですけれども、調査環境の悪化に伴いまして、かなり照会あるいは苦情等が多くなってございます。こういった業務については、まとめて照会対応できるような体制をつくるどうか、そういったことも考えてよいのかなと構想してございます。

○前原主査 どうぞ。

○廣松専門委員 最初の質問で舌足らずだったものですから、補足といたしますか、私の意見を申し上げるんですけれども、先ほどの環境整備ということに関してですが、確かに統計の範囲内では施行令の改正とか、調査規則の改正というのは当然だと思うんです。ただ、今回のいろいろな状況を伺っていると、これは統計の範囲を超えることになるかもしれませんけれども、法定受託事務は、前から地方分権の基本的な考え方でし、それから、先ほどの人件費の計算の仕方、また複数年度にまたがったときの契約の仕方等、そこに問題といたしますか、それらが民間開放を進めるときの大きなネックになっているような気がするんです。

ですから、そういうものを、今回の実績といたしますか、経験を踏まえて指摘しておいていただければ、今後の議論において考えるべき論点になるのではないかと思います。そのことを言いたかったものですから、補足として申し上げます。

○前原主査 今の廣松先生の御意見と関わるのですが、こういう新しいことをやるときには、もし民間でやるとしたら、必ず成功事例をつくることを考えて条件整備をし、ビジネスモデルをつくりますね。だから、手を挙げたところにやらせるというのは、今回を見ると、失敗するためにやっているような感じすら私は受けます。

杉山課長のところで、どういう条件を満たせば成功するかというようなところをきちんと押さえて、スキームもつくって、それからここでやりなさい、このようにやってみなさいというようにしないと、進まないのではないのでしょうか。これはどう考えても失敗するビジネスモデルを選んだとしか思えない。どういう条件を満たしたら成功するかをもっと真剣に考えていただいて、どこでやったらコスト的な問題、それから、やはりやる場合には、地方もメリットがある、業者もメリットがある、あるいは総務省の方もメリットがあるという条件をきちんと整理していただいてやらないと、このままでは、非常に無駄な作業をみんなしてやっているように思います。

「いろいろ柔軟に」とおっしゃったので、「柔軟に」というのは、やはり成功するモデルをつくり出さなければだめだと思います。少し厳しいようではございますけれども、その辺が少し欠けているのではないのでしょうか。

○杉山課長 まさに、そこは、私もスタートラインから仕事をしていなかったためにそういう御説

明になってしまうんですけども、ややスタートラインが試行錯誤からやりましょうということだったものですから、時間もない中で、最初の全く模範的なモデルをつかって、それでいきましょうというような進め方にはならなかったということでございます。

ただ、動かしてみても、やはり委託費の範囲の中でということにかなり難しさが付いて回るということで、もし、自由な選択が許されるのであれば、それはやはり相手のある話ですから、民間事業者の方々との対話の中で、言ってみれば、実行可能な形があると思うんです。ですから、すべての配布、取り集め、それから、検査までをワンパッケージでなければ絶対だめですということにこだわってしまうと、それは多分、なかなか難しいかな。だから、それにこだわってはいけなくて、それでは、一応、実査であるんですけども、その中で民間の得意分野をきちっと見つけた上でお互いに業務が効率化されますし、いいところが出し合えるというようなものを探していきたいと思えます。

やや後出しになって恐縮にはなりますけれども、要するに最初から持ち出しがわかるような形ものは避けるべきと考えます。

○前原主査 恐らく、よくお考えになれば、成功事例はつくれると思います。もう少しよくお考えいただいて、あなた任せではなくて、主体的にスキームをつくらせていただきたい。今回問題点が非常によくわかったわけですから、次に考えるときは成功事例をつくるということでやってほしい。それでも難しかったら、根底から考えなければいけませんけれども、私は成功事例をつくる努力をもう少しされれば、違う議論ができるのではないかと思います。

どうぞ。

○鈴木専門委員 今の前原主査と、先ほどの引頭専門委員の質問にもありましたけれども、成功事例をやるためには、やはり規模の問題があると思うんです。例えば複数の市町村がまとまったときに、今度は、その事務をどこがどう扱うかというのは非常に大きな問題になってくると思うんです。一般的に、独立した公共団体が一つの契約でというのは少し難しいかなと思います。それでは、何かの団体みたいな、一部事務組合ではないですけども、そこまでつくってやることでもないのかと。

そういうことで、民間にしてみれば、ある程度、規模が大きくなれば、当然、経済効果みたいなメリットが出てくると思うんですけども、具体的に複数の市町村がまとまってやるようなことまで想定したか、実際にそういうことができるかどうかという検討はなされたんでしょうかというのが1点。

それについてお聞きして、もう一点は、ここの資料1にあります、最初に指定統計調査に対して質の確保が極めて重要と書かれています。それで、同じ資料の7ページ、資料3になりますか。先ほどの説明では、民間活用してやった越前市と、従来方式の鯖江市の例があって、ほぼ、質では余り問題がないような説明を私はお聞きしたんですけども、ここの記入不備率の市提出時と県提出時の数字を見ますと、私の考えでは少し差があるのかなと思うんです。そこの辺りについてどうお考えかをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○杉山課長 まず、前者の複数というお話でございますけれども、最初から複数のものが出てくる

かというところまでは考えてございません。それは一つの応用パターンで、どうしても複数でまとまってやりたいという話があった場合には、それについて検討したいという姿勢で臨んでおりました。

それから、後者の御質問について、数字の解釈は、正直なところ、非常に難しいというのがお答えになります。とりあえず、大きな差はないのかなというのは、民間でやっても精度として問題視するほどの差はないのかなという趣旨で申し上げたつもりでして、数字の開きがあるかないかと言われれば、確かに県提出時にはかなりあるという見方もできなくはないと思います。その数字の差のとりえ方は絶対基準がございませんので、やや、そこは人によって解釈が分かれるかなと思います。

○前原主査 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

どうぞ。

○熊埜御堂参事官 事務局から何点かお聞きします。

まず、本日の説明で、この質問事項の2枚目にあります経済センサスについての御説明がなかったんですけれども、これにつきまして、別途の機会を設けて経済センサスの検討状況、どういうふうに民間開放をやるか。新しい調査ですから、またいろんな、別の視点の問題があると思うんですが、それについて機会を改めて近々に御説明いただけるという理解でよろしいのかを確認させていただきたいのが1点。

それから、今後の民間開放の取組みについて柔軟な姿勢で取り組んで、いろいろとまた統計局内でも検討されるんだと思いますけれども、我が方でも当然、これは閣議決定との関係もありますので検討していかなければいけないということで、これはどれぐらいの時期でやるかというのは事務局で御相談させていただきたいと思いますが、改めて、どういう検討状況かとか、どういう問題意識を持っておられるかということヒアリングさせていただく機会を設けさせていただきたいと思います。

当然といいますか、20年度に実施する次の調査が予定されておりますね。だから、その調査についてどう考えていくのかという話もあると思いますので、その辺りも含めて意見交換をさせていただくということを確認させていただきたいという意味で、よろしくをお願いします。

○杉山課長 済みません、経済センサスは失念しておりましたけれども、まだ実施計画そのものの姿が十分に見えないので、本日は御説明できませんが、実施計画の姿が見えてきたところで御説明に来ます。そういうことで御了解をいただきたいと思います。

あと、今後の取組みにつきましては、多分、流れとしては統計委員会の方でも御説明し、また、こちらの閣議決定に沿った御相談をさせていただくという流れかと思っておりますので、並行してお話をさせていただきます。

○前原主査 ありがとうございました。

本日の議論も踏まえまして、事務局で整理していただくようお願いしたいと思います。

それでは、総務省統計局からのヒアリングを終わります。ありがとうございました。ご苦労様で

した。

(総務省統計局関係者退室)

○前原主査 それでは、続きまして、科学技術研究調査の19年度事業の実績評価につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(資料4 科学技術研究調査の平成19年度事業の実績評価(骨子案)を読み上げて説明。)

今後、こちらの骨子案にデータを入れ込む等、肉付けをしたうえで評価案とし、次回の分科会でご確認頂きたいと考えております。現段階でお気づきの点等がございましたら、メール等で事務局までご連絡頂きますようお願いいたします。

私からの説明は、以上です。

○前原主査 ありがとうございます。本日は時間もありませんので、ただいま事務局から説明がありましたように、これについてコメントがありましたらメール等で事務局へお寄せいただくようお願いいたします。お寄せいただいた意見等を踏まえ、事務局で取りまとめていただいたもので、改めて議論したいと思います。

予定された議題は以上ですので、これで本日の統計調査分科会は終了いたします。次回の日程については、追って事務局から連絡いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。